

社会福祉法人 洛和福社会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人洛和福社会（以下「当法人」という）定款第10条及び定款第19条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

（定義等）

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の常勤理事に対しては、報酬等は支給しない。

（報酬等の額の算定方法）

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬は、評議員会への出席の都度、定款第18条に定める金額の範囲内で、別表第2に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、令和4年4月1日より施行する。

別表第 1（非常勤の役員の報酬）

（１）理事

内容	報酬	年度総額 （１人当たり）	年度総額 （合計）
・ 理事会等への出席 （Web 会議による出席含む）	20,000 円／回	200,000 円	1,200,000 円
・ 理事会書面決議	5,000 円／回		

（２）監事

内容	報酬	年度総額 （１人当たり）	年度総額 （合計）
・ 理事会等への出席 （Web 会議による出席含む）	20,000 円／回	200,000 円	400,000 円
・ 理事会書面決議	5,000 円／回		
・ 監事監査等への出席	20,000 円／回		

別表第 2（評議員の報酬）

内容	報酬	年度総額 （１人当たり）	年度総額 （合計）
・ 評議員会等への出席 （Web 会議による出席含む）	20,000 円／回	100,000 円	700,000 円
・ 評議員会書面決議	5,000 円／回		

※法令上、報酬上限を定める必要があることから、1人当りの年度総額を設定しております。